

一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

資料2-14

◆被保護世帯の児童

必要書類：被保護証明書

- ① 現年度発行であるか
→ 右上を確認
- ② 利用料免除開始日が
「生活保護法による扶助
開始日」に適合するか
→ 左下を確認

※年度内有効として取り扱う
＝状況が変わらない限り、
四半期ごとに取得し直す
必要はない

川崎市証明 (被) 保護 令和 年 月 日

被保護証明書

世帯主名
使用目的
該当世帯員

扶助の種類 生活 住宅 医療

上記の者は 平成 年 月 日 から

生活保護法による扶助を受けようとすることを証明する。

但し、外国籍の方については、「生活保護法」を「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日経産382号厚生省社会局長通知）」に基づく措置」と読み替えます。

※被保護証明書のサンプルです

川崎市 福祉事務所 所長印

一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

資料2-14

◆市民税非課税世帯の児童

必要書類：非課税証明書

※非課税証明書の
サンプルです

① 提出すべき年度のものであるか

※第1四半期は前年度
第2四半期以降は現年度

② 川崎市の発行であるか
→ 下部を確認

※川崎市でない場合は
現住所を確認

③ 扶養人数を確認
→ 右下を確認

※16歳未満の人数が
父・母ともに0になっていないか

④ 原則、父・母の2人分の
提出があるか

※2人分の提出がない場合も含め

注意点については次ページ以降を参照

令和 年度 市民税・県民税 非課税証明書

住所
氏名

川崎市証明財〇〇第××××号

令和 年中の合計所得金額	課税 税 額	
	税 額 控 除 前	税 額 控 除 後
	住民税課税額合計	
	(内) 市民税所得割	
	(内) 市民税均等割	
	(内) 県民税所得割	
	(内) 県民税均等割	

所得の種類・金額	控除の種類・金額	課税標準額の種類・金額

見 本

扶養人数	本人扶養	扶養人数	本人扶養
同一生計家族	控除対象配偶者	老人	その他
一般老人	無	内同区	その他
区内分等			

上記のとおり相違ないことを証明します。
令和 年 月 日

川 崎 市 長 印

※状況が変わらない限り、四半期ごとに取得し直す必要はない

一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

資料2-14

◆市民税非課税世帯の児童

16歳未満の扶養人数が
父・母ともに0の場合

※ひとり親世帯ではそのひとり親の非課税
証明書の16歳未満の扶養人数が0



祖父母等の扶養に入ってい
る可能性があるため、その旨
を保護者へ確認し、必要に応
じて祖父母等の非課税証明書
を求める

令和 年度 市民税・県民税 非課税証明書

住 所 _____
氏 名 _____

令和 年中の合計所得金額	課 税 額	
	税 額 前	税 額 後
	住民税課税額合計	
	(内) 市民税等割	
	(内) 市民税均等割	
	(内) 県民税均等割	
	(内) 県民税所得割	
	(内) 県民税均等割	

所得の種類・金額	控除の種類・金額	課税標準額の種類・金額

見 本

扶養人数	控除対象扶養親族人数	障害人数	本人該当
同一生計配偶者	特定 老人 その他	特 別	障害 未成年 勤労 ひとり親
控除対象配偶者	内同胞 内同胞	内同胞 その他	内同胞 未成年 勤労 ひとり親
一般 老人 無			

上記のとおり相違ないことを証明します。
令和 年 月 日

川 崎 市 長 印

備 考

※非課税証明書の
サンプルです

一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

資料2-14

◆市民税非課税世帯の児童

父あるいは母のみの提出があった場合

令和 年度 市民税・県民税 非課税証明書

※非課税証明書の
サンプルです

所得控除の欄に
「配偶者」と記載があれば
1人分の提出でOK

または

「寡婦(寡夫)により非課税」
と記載があれば
1人分の提出でOK

令和 年度 年中の合計所得金額		課税額																														
住民税課税額合計 (内) 市民税等割 (内) 県民税等割		住民税課税額合計 (内) 市民税等割 (内) 県民税等割																														
所得の種類・金額		控除の種類・金額																														
課税標準額の種類・金額		課税標準額の種類・金額																														
<table border="1"> <tr> <th>該当区分</th> <th>同一生計配偶者</th> <th>控除対象扶養親族人数</th> <th>障害人数</th> <th>本人該当</th> </tr> <tr> <td>控除対象配偶者</td> <td>特定</td> <td>老人</td> <td>特別</td> <td>障害</td> </tr> <tr> <td>一般老人</td> <td>内国民</td> <td>その他</td> <td>内国民</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		該当区分	同一生計配偶者	控除対象扶養親族人数	障害人数	本人該当	控除対象配偶者	特定	老人	特別	障害	一般老人	内国民	その他	内国民	その他	無					<table border="1"> <tr> <th>本人該当</th> <th>未成年者</th> <th>ひとり親</th> </tr> <tr> <td>障害</td> <td>学生</td> <td>ひとり親</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		本人該当	未成年者	ひとり親	障害	学生	ひとり親	その他		
該当区分	同一生計配偶者	控除対象扶養親族人数	障害人数	本人該当																												
控除対象配偶者	特定	老人	特別	障害																												
一般老人	内国民	その他	内国民	その他																												
無																																
本人該当	未成年者	ひとり親																														
障害	学生	ひとり親																														
その他																																
上記のとおり相違ないことを証明します		川崎市長印																														

見

本

資料2-14

必要書類：課税証明書

生計を共にする父・母又は祖父母等を含み、世帯としての合算が、77,101円未満※かを確認します。

年度等の取り扱いは市民税非課税世帯と同様

令和 年度 市民税・県民税 課税額証明書

※課税証明書の
サンプルです

※課税証明書
サンプルで

住所 氏名	
令和 年中の合計所得金額	
合計所得金額 ** 以下余白 **	

課税額	
住民税等総合計	税源移譲後
(内)市民税所得割 (外)市民税均等割 (内)県民税所得割 (外)県民税均等割	

所得の種類・金額	

控除の種類・金額	

課税標準額の種類・金額	

該当区分等	同一生計配偶者 控除対象配偶者 一般老人無	控除対象扶養親族人数			障害人数		本人該当			
		特定	老人 内同属	その他	特別 内同属	その他	障害 特別	未成年者 その他	勤労学生	専らひと り親

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

川崎市長

病要
・医療控除(市)： ○ ・医療控除(県)： ○ ・児童控除(市)： ○ ・児童控除(県)： ○ ・住宅取得控除(市)： ○ ・住宅取得控除(県)： ○ ・移転前住宅取得控除(市)： ○ ・寄附金税額控除(市)： ○ ・寄附金税額控除(県)： ○ ・移転前寄附税額控除(市)： ○ ・外国税額控除(市)： ○ ・外国税額控除(県)： ○ ・配当金等控除(市)： ○ ・配当金等控除(県)： ○ ** 以下余白 **

一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

資料2-14

◆里親に委託されている児童

必要書類：児童委託証明書

- ① 施設が里親から
コピーをもらい提出
- ② 委託年月日と同日以降の
利用であるか

※発行年月日は
現年度でなくても可

川こ北児第 号ー
令和 年 月 日

児童委託証明書

川崎市北部児童相談所長

児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、次の児童を、現在、里親に委託していることを証明いたします。

○委託児童氏名

○生年月日

○委託里親名

○里親の住所

○委託年月日

※児童委託証明書の
サンプルです

一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

資料2-14

◆児童扶養手当受給世帯

必要書類：児童扶養手当証書

児童扶養手当証書

※児童扶養手当証書のサンプルです

書番号 第 _____ 号

受給者氏名 _____

生年月日 _____

手当月額 _____

支給対象児童数 _____

支給開始年月 _____

上記のとおり児童扶養手当法によって支給します。
ただし、支給停止を受けているときは、その期間、支給停止額を
控除した金額を支給します。

川崎市長 _____

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
川崎市長 福田 紀彦

有効期限 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

支払金融機関

住所

記事

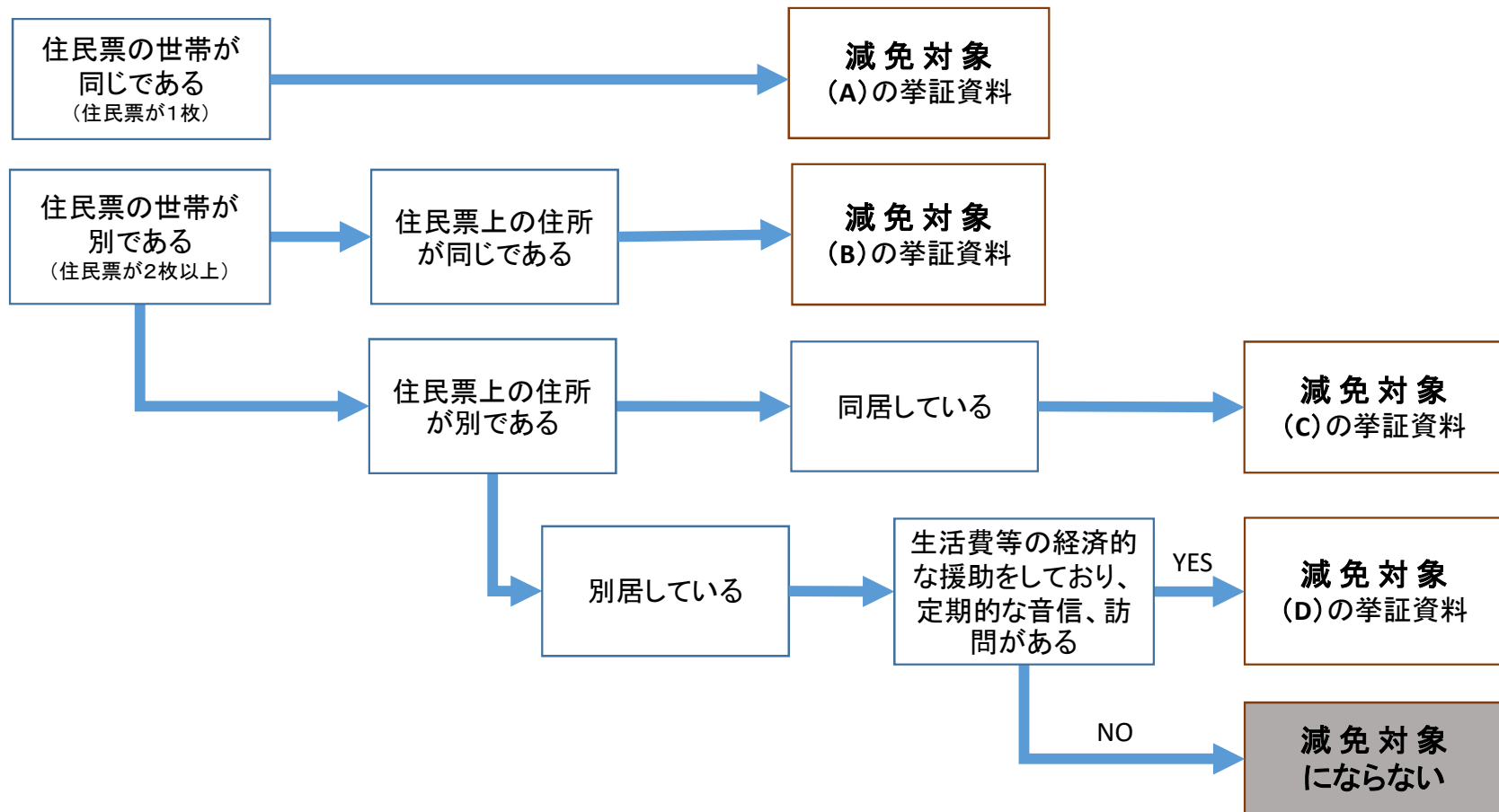
※手当の受給が確認できる通知でも代用可
※有効期限は10月末に設定されているため、
第3四半期は、現年度10月末期限の証書と
翌年度10月末期限の証書が必要となるので注意が必要

・利用日が有効期間内に含まれているか
支給開始月→記載されている月の一日から
有効期限 →記載されている日まで

きょうだい減免 対象者確認フロー

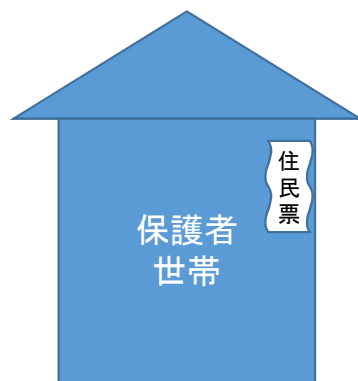
資料2-14

(保護者)と(利用児童のきょうだい)の

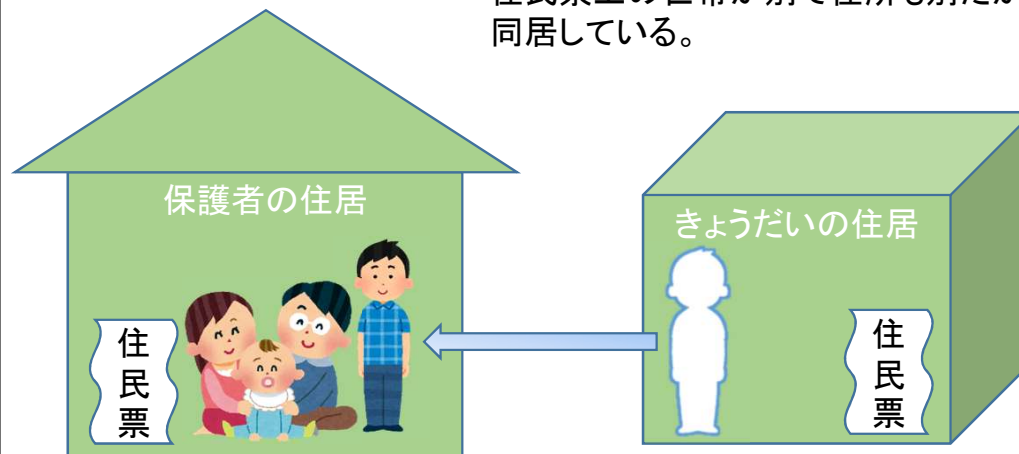


(A) イメージ図

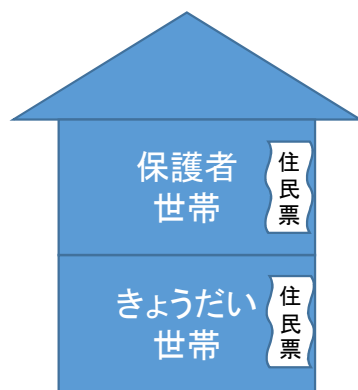
住民票の世帯が同じ

**(C) イメージ図**

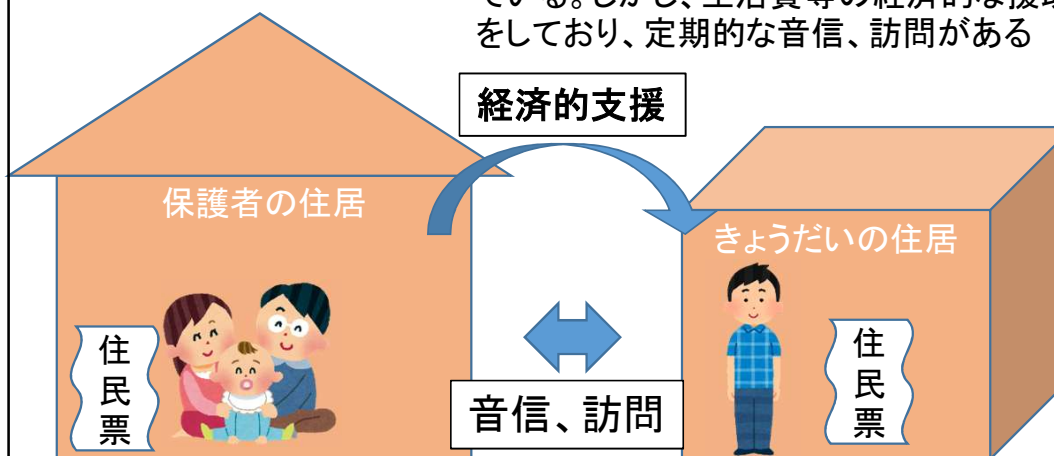
住民票上の世帯が別で住所も別だが、同居している。

**(B) イメージ図**

住民票上の世帯は別だが、それぞれの世帯の住民票の住所は同一である

**(D) イメージ図**

住民票上の世帯が別で住所も別で、別居している。しかし、生活費等の経済的な援助をしており、定期的な音信、訪問がある



挙証資料一覧

資料2-14

(A)

- ・世帯全員の住民票の写し
(続柄、筆頭者の省略がないもの)

(B)

- ・それぞれの世帯の住民票(世帯全員)の写し
(続柄、筆頭者の省略がないもの)
- ・一時保育事業利用料のきょうだい減免に関する申立書
- ・(それぞれの住民票で筆頭者が異なるとき)住民票
の除票、戸籍謄本の写しもしくは除籍謄本の写し等

(C)または(D)

- ・それぞれの世帯の住民票(世帯全員)の写し(続柄、筆頭者の省略がないもの)
- ・(それぞれの住民票で筆頭者が異なるとき)住民票の除票、戸籍謄本の写しもしくは除籍謄本の写し等
- ・一時保育事業利用料のきょうだい減免に関する申立書
- ・以下の表のいずれかの資料

事 項	挙 証 資 料
ア.健康保険等の被扶養者になっている場合	健康保険被保険者証等の写し(マイナンバー、保険者番号及び記号・番号はマスキング(黒塗り)してください)
イ.定期的に送金がある場合	預金通帳、振込明細書又は現金書留封筒等の写し
ウ.その他上記ア.イに準ずる場合	その事実を証する書類 [*]

※ウの書類の提出をお考えの場合は事前に川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第1課にお問合せ下さい。

一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

◆きょうだい減免・多胎児減免

< 住民票の請求の仕方 >

- ① 世帯全員の記載がある
住民票の取得は
この中の「世帯全員」
を選択
- ② 世帯主の氏名及び世帯主
との続柄、本籍及び筆頭
者の項目を省略をしない
こと

みどり 住民票等の請求・申出書 川崎市

令和 年 月 日

①どなたの証明が必要ですか

住所 川崎市 区

氏名 フリガナ 生 年 月 日 明・大・昭・平・令 / 西暦 年 月 日

②どの証明が何通必要ですか

☐ 住民票の写し (300円)	世帯 全員	通
☐ 消除者()を含む	世帯 一部	通
☐ 除 票	世帯 一部	通
☐ 記載事項証明書 (300円)	世帯 全員	通
	世帯 一部	通
☐ その他 (証明書)		通

(必要な人の氏名・生年月日)

明・大・昭・平・令 / 西暦 年 月 日

※住民票を請求する際の
申出書のサンプルです

明・大・昭・平・令 / 西暦 年 月 日

通

請求・申出には本人確認書類が必要です